

秩父地域森林経営管理推進事業補助金

標準単価

施行 令和5年4月 1日

1. 間伐事業

(1) 切捨て間伐

1 ha当たり

間伐方法	平均胸高直径	単価 (円)		摘要
定性間伐	22cm未満	令和5年4月 1日適用	319,000	選木、伐倒木整理 (枝払い、玉切り、片づけを含む)
	22cm以上	令和5年4月 1日適用	366,000	
列状間伐	22cm未満	令和5年4月 1日適用	281,000	伐倒木整理 (枝払い、玉切り、片づけを含む)
	22cm以上	令和5年4月 1日適用	334,000	

(2) 搬出間伐

1 ha当たり

間伐方法	ha当たりの搬出材積	単価 (円)	
定性間伐	40m ³ 以上～60m ³ 未満	令和5年4月 1日適用	394,000
	60m ³ 以上～80m ³ 未満	令和5年4月 1日適用	519,000
	80m ³ 以上～	令和5年4月 1日適用	649,000
列状間伐	40m ³ 以上～60m ³ 未満	令和5年4月 1日適用	356,000
	60m ³ 以上～80m ³ 未満	令和5年4月 1日適用	481,000
	80m ³ 以上～	令和5年4月 1日適用	611,000

2. 森林作業道事業

1 m当たり

区分	幅員 (m)	単価 (円)	
開設	2.0	令和5年4月 1日適用	2,600
	2.5	令和5年4月 1日適用	3,000
改良	1.5→2.0	令和5年4月 1日適用	1,900
	2.0→2.5	令和5年4月 1日適用	2,200
	2.5→3.0	令和5年4月 1日適用	2,400

